

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本務第1732号
平成24年11月1日
宮城県警察本部長

平成24年11月における宮城県警察組織機構改編に伴う関係通達等の読替えについて（通達）

平成24年11月における宮城県警察組織機構改編に伴い、総務部県民広報課が、同部に新設される広報相談課に再編されることに伴い、これまで発出された通達等（施行日が平成24年11月11日以前のものに限る。）の語句について、次のとおり読み替えることとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

記

1 読替事項

- (1) 「県民広報課」とあるものは、「広報相談課」と読み替えるものとする。
- (2) 「県民広報課長」とあるものは、「広報相談課長」と読み替えるものとする。

2 施行期日

平成24年11月12日